出展申込書（契約書）

FOOD Pack&Logistics 2016 フードパック＆ロジスティクス

会場：幕張メッセ
会期：2016年3月9日（水）～3月11日（金）

申込期限 2015年11月27日（金）
支払期限 2015年12月25日（金）

一般社団法人 日本能率協会　御中　当社は、裏面記載の出展規定を遵守することを約束し、以下のとおり出展申し込みをいたします。

問い合せ・出展申込書（契約書）送付先
フードパック＆ロジスティクス 事務局　〒105-8522 東京都港区芝公園3-1-22 一般社団法人日本能率協会 産業振興センター内
TEL: 03-3434-3453　FAX: 03-3434-8076　E-mail: fpl@jma.or.jp

申込方法 公式ホームページからもご入力、プリントアウトいただけます。（捺印後、郵送が必要です。）

- 本出展申込書（契約書）裏面の出展規定を必ずご確認のうえ、必要事項をご記入ください。両面コピーを取り、貴社の控えとして保存してください。
- 申込日翌日からの出展解約よりキャンセル料がかかります（本出展申込書（契約書）裏面第11条を参照のこと）。
- 出展申込ブース数を削減する場合にも、出展申込の一部取り消し・解約とみなし、キャンセル料をお支払いいただきます。

1 出展ブース料（ブースサイズ：1ブース： 間口2.97m×奥行2.97m×高さ2.7m）

	区 分	単 価（税込）	申込ブース数	料 金
基礎ブース申込［申込期限］（事務局必着）2015年11月27日（金）	会　員※	￥356,400	×（　　）ブース	＝￥
	会員外	￥388,800	×（　　）ブース	＝￥

「スマートブース プラン」（装飾、設備・備品のレンタル、付帯サービス）のご案内をご希望の方は、下記にチェックをお付けください。
後日お送りいたします。□ 要

オプション★	会場案内図広告（会場図面広告）	¥108,000	1　枠	＝￥
	会場内ストックルーム（2.0m²）	¥54,000	×　　ユニット	＝￥
	出展者セミナー	¥108,000	×　　回	＝￥
			合計金額	￥

同封の「出展者セミナーのご案内」より発表スケジュール日時をご記入ください。

第1希望	
第2希望	
第3希望	

★詳細はオプションサービスのご案内参照
※上記会員は一般社団法人日本能率協会会員、一般社団法人日本食品包装協会会員をさします。

支払方法 本出展申込書（契約書）に基づき請求書をお送りしますので、2015年12月25日（金）までに指定口座にお振り込みください。

2 2面開放指定権（1ブースのみ対象）

本指定権をお申込みいただきますと、2面開放ブースをご用意いたします。但し、数に限りがありますので受付が出来ない場合もございます。
2ブース以上の場合、2面解放ブースをお約束します。

		合計（税込）
2面開放ブースを申し込む場合は☑を付けてください。→□	2面開放指定権（数量限定）	￥86,400

3 出展製品カテゴリー（　　）

出展製品カテゴリーを下記から**1つ**選び、左欄に数字をご記入ください。

1	食品容器	8	保管・輸送サービス	15	ピッキングシステム
2	食品包装資材	9	サードパーティロジスティクス	16	搬送システム
3	食品包装機械	10	パレット・コンテナ	17	産業車両
4	食品加工機械	11	運搬車両	18	リスクマネジメント
5	印刷資材・機械	12	情報機器・ソフトウェア	19	その他（　　）
6	食品容器・包装デザイン・サービス	13	保管機器システム		
7	食品流通・物流システム機器	14	仕分けシステム		

ブース位置の決定について（必ずお読みください。）
ブース位置は、出展カテゴリー、ブース数、申込日、水・ガス・床面アンカーボルト埋め込み工事の有無、出展製品、2面開放指定権、申し込みの有無などを勘案のうえ、会場構成計画に沿って事務局が決定いたします。ブース位置の指定等はできませんので予めご了承ください。
ブース位置の発表は、2016年1月中旬（予定）に行います。

＜個人情報のお取り扱いについて＞
一般社団法人日本能率協会では、個人情報の保護に努めております。詳細は小会の個人情報保護方針(http://www.jma.or.jp/privacy)をご覧ください。今回、ご記入いただきました出展者の皆様の個人情報は、本催しの出展に関する諸手続および各種案内のために利用させていただきます。なお、個人情報は本催しに関する確認・連絡および各種諸手続のため機密保持契約を締結した業務委託先に預託することがありますのであらかじめご承知おきください。

事務局記入欄	担当	PM	GM	申込受付番号	請求書発行日	備　考

4 会社基本情報 社印・代表印無きものは無効。

申込日：2015年　　月　　日

会社名※	和文	フリガナ　印	英文	
代表者	役職名		フリガナ / 氏　名	印
代表者連絡先所在地	〒		TEL	
			FAX	

※会社名は和文・英文共に法人格をご記入ください。

5 出展担当者情報（4 会社基本情報と同じ箇所は「同上」としてください）

出展担当者連絡先所在地	〒	TEL	
		FAX	
出展担当者	所属部署・役職名	氏　名	
		（フリガナ）　印	
E-mail※			

※申込後、事務局から各種ご連絡のメールを送信いたしますので、出展担当者のE-mailアドレスを必ずご記入ください。

6 出展者名表記

会場案内図、出展者一覧（五十音・アルファベット索引）、公式ホームページなどに掲載する際の表記となりますので、**楷書で丁寧に**ご記入ください。

フリガナ	
和文	
英文	

※会場案内図は法人格を除いて表記します。
（例）和文：（株）能率容器（ノウリツヨウキ）　**英文：**NOURITSU Pack Co.,ltd.　**（英文は大文字・小文字の表記などにご注意ください。）**
（共同出展者を併記する場合）和文：（株）能率容器（ノウリツヨウキ）/能率食品（ノウリツショクヒン）（有）　**英文：**NOURITSU Pack Co.,ltd./NOURITSU Foods Inc.
※共同出展者がある場合は、共同出展者の連絡先を 10 通信欄にご記載ください。

7 実演の有無と必要とする施設 各項目いずれかに**必ず○印をお付けください。**

試　食・試　飲	給　排　水	都市ガス	床面（アンカーボルト埋め込み）工事
有　・　無	有　・　無	有（　　）kW　・　無	有　・　無

※試食・試飲、調理実演ならびに給排水、ガス使用、床面工事には、別途申請が必要です。「出展の手引・提出書類」（後日配付）を確認ください。

8 主な出展製品　楷書で丁寧にご記入ください。（46文字以内）

※コメントではなく、一般的な**製品**をご記入ください。　例）惣菜用容器、食品包装機械、食品表示ラベル・印刷機

9 ホームページ

http://

公式ホームページに掲載させていただきます。

公式ホームページへのリンクを希望しない場合はチェックを入れてください。→□

10 通信欄 隣接を希望する企業、距離をおいて欲しい企業等がありましたら**必ずご記入ください。**（例）（株）○○と離してほしい、（有）○○に隣接

出展規定

第１条（出展資格）

⑴本展示会への出展申込は、主催者の定める本出展規定、「出展の手引き」その他主催者の指示を誠実に遵守する者に限ります。

⑵主催者は、出展者が本展示会の開催趣旨、目的に適う者であるか否かを判断する権限を有し、これに合致しないと判断した場合は、申込みをお断りし、あるいは出展契約を取り消させて戴きます。その際の判断基準や根拠、理由は一切開示致しません。この場合、主催者は、出展申込者ないし出展者がそれまでに支出した費用その他一切の責任を負いません。なお、次のような事例もこれに該当することになります。

①本出展申込書の記載事項に不備や虚偽の申請などがあることが判明される場合

②出展物ないし出展の意図、内容が、本展示会の趣旨にそぐわないと判断される場合

③出展者の出展や出展物が現に第三者との間で争われ、これにより本展示会の運営上悪影響を及ぼすおそれがあると判断される場合

④来場者、他の出展者、及びその他の第三者からこれまでの展示会において苦情等が寄せられたことがある場合、並びにそのような苦情等が寄せられると予想される場合

⑤出展者が既に本出展規定に違反していると判断される場合

⑥その他、本展示会への出展が不相当と判断される場合

⑶本展示会への出展申込みは以上のことを同意したものとみなしますので、これに不同意の場合は本申込みをなされないよう十分ご留意ください。

第2条（出展物）

（1）出展物は、展示会の開催趣旨、目的に添い、かつ事前に主催者の承諾を得た品目とします。

（2）次の各号に該当するものは、出展を禁止します。

①輸出入・販売禁止品、麻薬、その他の法禁物

②引火性・爆発性または放射性危険物

③工業所有権その他無体財産権を侵害するか、そのおそれのある物

④裸火を使用する物（但し、所轄消防署の許可を受けた場合を除く）

⑤主催者の事前の承諾を得られなかった物

⑥所轄行政庁より指示・勧告のあった物

⑦その他関連法令に抵触するおそれがある物及び公序良俗に反する物

（3）前項に該当する以外の物でも、展示会の正常な運営に支障をきたすおそれがあると認められる物については、出展前はもとより出展中にあっても、その出展を規制または禁止させていただくことがあります。

（4）主催者は、出展者が、本出展申込の前後を問わず本条（2）（3）により禁止された物もしくは規制された物を、出展していた場合には、出展者に対し、当該出展物の展示の取りやめ、もしくは当該規制に従うよう通知しますので、通知を受けた出展者は、この通知後即時に、当該出展物の出展の取りやめもしくは規制に従っていただきます。

（5）①前項において、出展者が主催者の指示に従わない場合は、出展者は、主催者に対し、違約金として当該出展ブース料の3倍に相当する金員を即時に支払うとともに、主催者は、当該出展者の費用により、当該出展者に代わって当該出展物の撤去その他しかるべき措置をとることができます。これにつき出展者は、主催者に対し、一切の責任追求を行わないものとさせていただきます。

②出展者は前号のことをあらかじめ了解のうえ、本出展申し込みをすることとし、将来この点についての異議は一切受付けません。

第3条（出展ブースのレイアウト）

出展ブースのレイアウトは、主催者が、過去の実績（主催者主催の展示会への出展回数等）、ブース数、出展物、実演の有無、申し込み順等を勘案のうえ決定します。

第4条（展示期間及び展示時間）

展示期間は、2016年3月9日から同年3月11日までの3日間とし、展示時間は午前10時から午後17時（最終日は午後16時半）までとします。

第５条（出展ブース料）

出展ブース料は、下記のとおりとします。

2015年11月27日（金）までに本出展申込書（契約書）を事務局にご提出いただいた場合は、出展ブース料として、下記の料金を適用します。

	区分	ブース単価	消費税(8%)	計
基礎ブースのみ	会 員※	￥330,000	￥26,400	￥356,400
	会員外	￥360,000	￥28,800	￥388,800

※「会員」とは一般社団法人日本能率協会会員、一般社団法人日本食品包装協会会員をさします。

※本事業開催最終日の消費税率を適用します。

■出展ブース料に含まれるもの

1）基本設備として基礎ブース（システムパネル仕様 ビニール仕上げの後壁、側壁）。

2）ポスター：公式ポスターを提供します。

3）招待状：和文招待状、封筒のセットを提供します。

4）電気工事：100V／300Wまでの一次側幹線工事。

5）ブース番号板

第６条（出展申込み等について）

出展申込み方法、申込み期限、出展料の支払い方法、支払い期限等については下記によります。

〈出展申込み方法〉

本規定表面の出展申込書に所要事項をご記入のうえ郵送にてお申し込み下さい。また、一般社団法人日本能率協会主催の展示会に初めて出展申込みをされる場合は、事前に会社経歴書（または会社案内）、出展予定商品のカタログ（または取扱商品カタログ）を事務局までご提出ください。また、前回提出以降、その内容に変更がある場合も同様とします。なお、出展内容が本展の趣旨にそぐわない場合は、受付をお断りすることがありますので、あらかじめご了承ください。

〈出展申込み期限〉

■2015年11月27日（金）

※ただし、予定ブース数になり次第、締め切らせていただきます。

〈出展申込み先〉

■フードパック＆ロジスティクス事務局

〒105-8522　東京都港区芝公園3-1-22

一般社団法人日本能率協会 産業振興センター内

Tel:03（3434）3453　Fax:03（3434）8076

E-mail: fpl@jma.or.jp

〈出展料金支払い方法〉

出展申込書に基づき、事務局より請求書をお送りしますので、指定口座までお振り込みください。また、振込手数料は貴社にてご負担ください。

なお、期限内にお支払いいただけない場合は、出展を取り消させていただく場合もございますので、あらかじめご了承ください。

〈支払い期限〉

■2015年12月25日（金）

第7条（出展契約の成立時期）

本出展申込書に基づく出展契約（以下、本出展契約という）の成立時期は、前条により主催者が出展料金の請求書を発送した時点とします。

第8条（出展物の管理）

（1）各出展者は、自己の責任と費用において、各出展ブース内への出展物の搬出入と出展ブース内の出展物の管理をしてください。

（2）主催者は、自らの責めに帰すべき場合を除き、天災地変その他不可抗力の原因による場合を含め出展物の損傷その他出展物に関する一切の事故について、その責任を負いません。

第9条（事故防止及び責任）

（1）出展者は、出展物の搬出入、展示、実演、撤去等に際し、最善の注意を払い、事故防止に努め、万一事故が発生した場合の責任は、出展者において負うものとします。

（2）主催者は、出展者に対し、出展者の負担で、作業の中止・制限その他事故防止のため必要な措置を取ることを命ずることができます。

（3）主催者は、自らの責めに帰すべき場合を除き、発生した事故につき一切の責任を負いません。

第10条（展示会開催の変更及び中止）

（1）主催者は、天災地変その他の不可抗力および主催者の責めに帰しえない原因により会期を変更、または本出展契約を解除する事があります。

（2）主催者は、開催規模、出展内容、来場者動員数等から予測して、展示会開催の趣旨・目的の達成が困難と判断した場合は、本出展契約を解約し、展示会の開催を中止できるものとします。

（3）（1）および（2）の場合、主催者はこれによって生じた出展者、またはその他の者の損害につき、責任を負いません。

第11条（出展者による出展の取消）

⑴出展者からの出展申込みの全部または一部の取消・解約（申込みブース数の削減を含む。以下、本条において同じ）は、主催者においてこれを了承しない限り認めません。

⑵前項につき、主催者が出展者からの出展申込みの全部または一部の取消・解約を了承する場合には、出展者は以下のとおりのキャンセル料を支払わなければなりません。

期　　限	キャンセル料
申込期限の翌日から出展者説明会開催日前日	税抜出展ブース料の50%
出展者説明会開催日以降	税抜出展ブース料の100%

なお、上記表中の「期限」は出展者からの出展申込みの全部または一部の取消・解約の意思表示が、主催者に到達した時点をもって区別します。また、出展申込みの一部の取消・解約の場合のキャンセル料の「税抜出展ブース料」とは、取消・解約される分に相当する税抜出展ブース料の額とします。

第12条（日本国内への入国手続き）

出展者が、本出展のため日本国内への入国手続きを必要とする場合、出展者は自己の責任において日本国内への入国手続きを行うものとし、入国審査に関わる全ての手続きならびに経費に対しては、主催者は一切の責任を負いません。また、何らかの理由によりわが国に入国できないために出展契約を解約する場合には、出展者は主催者に対し、第11条によりキャンセル料を支払わなければなりません。

第13条（搬出入および会場施設）

搬出入及び会場施設については下記によるものとします。

①会　場

幕張メッセ

②搬入期間

2016年3月7日（月）8：00～18：00

3月8日（火）8：00～18：00

※残業可（届出制）

③搬出期間

2016年3月11日（金）16：30～24：00

※時間内に、装飾材料の撤去を含む一切の作業を完了してください。また、上記終了時間については変更になる場合があります。詳細は「出展の手引き」をご確認ください。

④展示ブースの基本設備

基礎ブース

基礎ブースは、主催者側で背面パネル・袖パネル（システムパネル仕様、白ビニール仕上げ）を統一して施工します。その他、展示ブース内の装飾（展示台、棚等）は、出展者の負担となります。

◆1ブース例

〈システムパネル仕様・白ビニール仕上げ〉

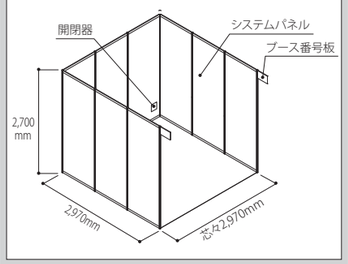

◆ブースタイプ

A　シングルブース

B　ダブルブース（4ブース以上）

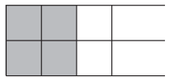

C　スペースブース（8ブース以上）

注1）3ブース以下は、シングルブースとなります。

注2）4ブース以上はダブルブースが選択できます。

注3）原則として8ブース以上はスペースブースの提供が可能です。

（i）各出展者の間仕切は、主催者側で設置します。（システムパネル仕様・白ビニール仕上げ）

（ii）隣接ブースが無い場合は、間仕切りはつきません。

⑤電気設備

1ブースにつき単相100V／300W容量までの電気供給一次側幹線工事は、主催者側において行います。供給幹線はブース内まで配線し、開閉器を設けます。それ以上の幹線工事および二次側電気工事と電気使用料は、出展者の負担となります。

⑥給排水設備

幹線工事および二次側配管工事と水道使用料は、出展者の負担となります。

第14条（諸経費の負担）

（1）電気、電話、給排水設備などを必要とする出展者は、別に定める申込手続きを取り、所定料金を支払うものとします。

（2）出展物の輸送、搬出入、展示、実演、撤去その他出展者の行為に属する費用ならびに出展物、出展者に対する損害賠償等の保険料は、すべて出展者の負担となります。

第15条（出展規定の変更）

主催者は、やむを得ない事情があるときは、本出展規定を変更することがあり、出展者はあらかじめこれに同意し、変更後の新規定等を遵守することとします。

第16条（禁止事項）

出展者の次の行為を禁止します。

①本出展契約上の出展者としての地位又は権利の全部又は一部につき、その権利の譲渡、売買をなし、又は転貸し、あるいは担保に供すること。

②指定された場所以外の展示場建物の内外部または周辺に看板、掲示板、広告標識等を設置または掲出すること。但し、主催者が事前に承諾した場合はこの限りでない。

③重量物、または不潔、悪臭等により他人の迷惑となる物品を搬入すること。

④来場者および他の出展者に迷惑となる行為（騒音・臭い・パフォーマンス等）をすること。

⑤出展ブースを含む展示場建物に損害を及ぼすような行為をすること。

⑥展示会における有償での物品・サービス等の提供及びこれを目的とする出展（但し、主催者が予め認めたものは除く）。

⑦出展ブース内に宿泊すること。

⑧その他本出展規定において禁止された事項。

第17条（契約の解除）

主催者は、出展者が次のいずれかに該当する場合は、出展者に対し何等の催告なく、本件出展契約を解除することができるものとし、この場合、主催者が損害をこうむったときは、出展者に対してその損害の賠償を請求することができます。

①出展料金の全部又は一部を支払わない場合

②出展禁止物を出展し、又は出展につき主催者の定める規定及び指示に従わない場合

③出展ブースを、展示会出展の目的以外に使用した場合

④出展ブースを使用しない場合

⑤解散もしくは仮差押、仮処分、強制執行、競売、特別清算、破産、民事再生、会社更生、会社整理の各申立があった場合

⑥手形・小切手につき不渡処分を受けた場合

⑦公租公課につき滞納処分を受けたとき

⑧著しく主催者の信用を失墜する事実があったとき

⑨その他本出展規定及びこれに基づく「出展の手引き」や指示に違反した場合

第18条（原状回復）

本出展契約が解約、解除、期間満了その他事由の如何を問わず終了したときは、出展者は主催者に対し次に従って出展ブースを明け渡さなければなりません。

①出展ブースを原状に回復すること。

但し、出展者が回復工事を行わないときは、主催者においてこれを回復し、その費用は出展者が負担するものとします。

②出展ブースの明け渡し後、出展者が出展ブース内に残置した物件があるときは、主催者は任意にこれを処分することができるものとします。

③出展者は、出展ブースの明け渡しに際し、その事由、名目の如何にかかわらず、出展ブース、諸造作及び設備について支出した必要費、有益費の償還請求、又は移転料、立退料、権利金等一切の請求をしないことはもちろん、出展ブース内に自己の費用をもって施設した諸造作、設備等の買取りを主催者に請求することはできません。

④出展者が、本出展契約終了後出展ブースを明け渡さないときは、契約終了の翌日から明渡完了に至るまで当該出展ブース料（ただし、日割計算による）の3倍相当の違約金及び諸費用を主催者に支払い、かつ明渡し遅滞により主催者が損害をこうむったときは違約金とは別にその損害をも賠償いただきます。

第19条（遅延損害金）

出展者において、本出展契約上の金銭債務の履行を遅滞した場合には、遅滞の日から年14.6％の割合による遅延損害金をお支払いいただきます。

第20条（立ち入り点検）

（1）主催者またはその使用人は、建物の保全、衛生、防犯、防火、救護その他建物の管理上必要あるときは、あらかじめ出展者に通知した上で出展ブースに立ち入り、これを点検し、適宜の措置をとることができるものとします。ただし、非常の場合主催者があらかじめこの旨を出展者に通知することができないときは事後の報告をもって足りるものとします。

（2）前項の場合、出展者は主催者の措置に協力しなければなりません。

第21条（出展の手引等）

出展者は、主催者の定める「出展の手引」並びに指示を、本出展規定に付帯するものとして遵守しなければなりません。

第22条（ブース内の出展者常駐）

出展者は、展示期間中主催者指定の出展者バッジを常時着用し、かつブース内に展示時間中常駐し、来場者との応対、出展物の管理にあたることとします。

第23条（マイク使用の禁止と音量規制）

（1）マイクを使用した商品説明は原則として（詳細は「出展の手引」を参照）禁止します。

（2）ブース内のAV機器の音量や商品自体が発生する音量は、ブース前面2メートルにて計測して70デシベル以下とします。

（3）館内における音楽の生演奏は厳禁いたします。

第24条（廃棄物の処理）

（1）展示廃棄物、使用済みの資材やブース内・周辺の塵・クズは、出展者の責任によりお持ち帰りください。

（2）放置廃棄物の処理費用については、会期終了後、主催者が出展者に実費請求しますので、出展者は請求書受領後直ちにお支払いいただきます。

第25条（装飾・施工）

（1）装飾物は各出展者間の間仕切の枠外にはみ出ることを禁止します。

（2）展示場の通路上に施設や標示などを設けないでください。

（3）装飾物についての高さは「出展の手引き」に記載のある高さによります。ただし主催者が特別に許可した場合においてはこの限りではありません。

（4）出展にあたり天井構造の使用は、主催者の承諾のない限り、禁止します。

（5）出展者は、主催者が出展者説明会において説明する事項を遵守するものとします。

（6）出展者が本条（1）から（5）のいずれかに違反し、主催者から是正するよう通知されたにもかかわらず、出展者がこれに従わない場合には、主催者は自ら出展者の費用負担で、その違反物の撤去その他の措置を取ることができるものとし、出展者はこれにつき主催者に対し異議を述べず、かつ何等の請求もしないこととします。

第26条（火災・盗難・その他の事故等）

（1）主催者及び本展示会に貸して主催者と雇用、請負、業務委託・提携・協力関係にある個人、法人、その他団体（以下、本条において主催者らという）は、本展示会に関わる火災、盗難、その他一切の事故・事象の発生により、出展者又は出展者と雇用、請負、業務委託・提携・協力関係にある個人、法人、その他団体ならびに展示会来場者を含む被った損害（各自の所有物の破損・消失・紛失等を含むあらゆる損害）について一切の責任を負いません。

（2）主催者らは、本展示会に関する招待状、ホームページ、会場案内図、Web掲載情報、プロモーション用資料等一切の製作物に偶発的に生じた誤字、脱字等について一切の責任を負いません。

（3）出展者は、出展者又は出展者と雇用、請負、業務委託・提携・協力関係にある個人、法人、又はその他団体が、本展示会に関わり発生した火災、盗難、その他一切の事故・事象により、主催者らまたは展示会来場者を含む第三者に負わせた損害（所有物の破損・消失・紛失当を含むあらゆる損害）について、直ちに一切の損害を賠償するものとします。

第27条（個人情報の取り扱いについて）

出展者は、主催者が提供するインターネットやバーコード等のシステム・サービスによって得られた顧客の個人情報については、出展者における個人情報保護に関する規則に基づき管理するものとする。

第28条（管轄裁判所）

本出展契約から生じる権利義務について争いが生じたときは、東京地方裁判所を第1審管轄裁判所とします。